

第十六回 参議院農林委員會會議錄第十一号

(一九二二)

昭和二十八年七月七日(火曜日)午後一時四十分開会

出席者は左の通り。

委員長 片柳 眞吉君
理事 宮本 邦彦君
白井 勇君
小林 亦治君

委員

川口爲之助君
重政 庸徳君
横川 信夫君
上林 忠次君
北 勝太郎君
河合 義一君
松浦 定義君
鈴木 彌平君

委員外議員

江田 三郎君

衆議院議員

金子與重郎君

政府委員

農林大臣官房長 渡部 伍良君
農林省農林 小倉 武一君
經濟局長 平川 守君
農林省農地局長 藤見友之助君
農林省農林 寺内 祥一君
改良局長 前谷 重夫君
農林省農務局長 新澤 寧君

農林省農務局長 新澤 寧君

農林省農務局長 新澤 寧君

農林省農務局長 新澤 寧君

農林省農務局長 新澤 寧君

農林省農務局長 新澤 寧君

農林省農務局長 新澤 寧君

農林省農務局長 新澤 寧君

農林省農務局長 新澤 寧君

農林省農務局長 新澤 寧君

農林省農務局長 新澤 寧君

農林省農務局長 新澤 寧君

農林省農務局長 新澤 寧君

農林省農務局長 新澤 寧君

農林省農務局長 新澤 寧君

本日の會議に付した事件
○農林政策に関する調査の件
(雨水害対策に関する件)
○農産物検査法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(片柳眞吉君) 只今から農林委員會を開会いたします。
最初に、去る六月三十日付を以て當委員會から政府に申入をいたしました昭和二十八年五月下旬から六月上旬に亘る西日本における雨水害対策に關しまして、農林當局からその経過の報告をお聞きしたいと思います。

○政府委員(渡部伍良君) 只今議題になりました合風第二号による雨水害対策に關する申入に對しまして、農林省でとつております対策の経過を申上げます。便宜申入の順序に従つて御説明申上げます。

先ず第一に、雨水害によつて品質が低下し、収穫のためのいろ／＼な生産費の増高等に對してとつた対策、こういうこととあります。被害麦の品質の低下に對しましては、二十八年産の麦の買入に當りまして、従来の五等麦のほかに新しい規格を設けて、品質の低下したものを買入予定であります。その具体的な対策につきましては、只今御審議を願つております検査法の改正の施行を待ちまして実施に移すこととなります。五等麦以下の特別の等級のものを買入内容につきましては、一部農林省の考え方につきま

て、先般農務局長官から御説明があつたと思いますが、検査法の改正案が通りますれば、農産物の規格規定を改めまして、現行の五等麦の最低規格から一升の重量を二十匁乃至三十匁、それから整粒歩合を一〇％ばかり引下げた規格で買上げる、こういうふうな考え方に來ております。

第二の格差の問題であります。格差の幅を縮めることにつきましても早急に実施したいと思つております。

それから第四に農業共済金の概算の問題であります。申入の三の点はあとで申上げますが、概算の問題であります。これは私どものほうの農業共済基金から仮払の金を連合會を通じて貸出すという用意をしておつたのであります。その後だん／＼事情が判明して來ますと、県の調査或いは統計事務所の調査、それから共済組合の調査、そのそれ／＼の調査の開きが相当似通つてゐる県もありまして、非常に運よくある県であります。ひどい所は統計の四倍くらい数字になつてゐるのがあります。それから又そういう県に限りまして、例の共済組合のやつております野帳整備等がうまくないというやうな事情があらまうと、恐らくこち

らで幾らでも金を貸すからと言つても、そういう整備ができないので上つて來なかつたのじやないかと、今にしてうなづける点があるのではありません。それでは統計調査部の報告も大体揃いました。従いまして、それを中心にし

て、とにかくにも共済基金のほうに金を積みまして、それ以後は共済連合會の良識に待つてひい過払いにならないううな程度の仮払をやつて行く、こういうふうにして準備を進めております。現在まで來ておるのが五、六県ありますので、そういう県につきましては、來たと同時にこの程度はよろうというので流しておきます。その金は共済基金に對しまして農林中金から融通せしむる予定であります。なお共済基金の金は基金のフアンド額としては非常に小さいので、これを大きくするといふ問題につきましては、今後政府の出資等を増額することにして頂きたいと思つております。それはあとの問題にいたしまして、農林中金から借りた金の利子の分につきましては、その利払いに相當する額もプラスして融通いたしまして、その利子の負担につきましては、政府出資の増額のと

き併せてその問題の負担を政府が負担するか、或いは一部共済組合に負担させるか、或いは全部共済組合に負担させるか、そういう点を解決いたしたいといふふうに考へております。

開拓地の災害につきましては、開拓地の要件については農業共済の對象にしておりませんので、被害を受けた地帯は非常に困難を感じておるのであります。これにつきまして、一般の既耕地と同じやうな対策を講じて行つたものでは十分でないと考えられるのであります。共済に入つておれば国から助成を受けられる程度までは少くとも見

るべきであると、こういうふうにも考へられますが、實際問題としてしまして、開拓地の収量の算定等についてなかなか困難な問題が伴いますので、現在のところは官農資金の償還融通に關しまして、一般の既耕地に對する利子補給よりも一分多く補給する、償還期限も一年延長するといふやうな程度の案が、只今上程になつておりますので、凍害に對する基金の融通の法律案につきましまして、衆議院でそういうふうに修正されております。ほかに農林省で今考へておりますのは、開拓者資金の、現在融通しておりますその借入者が、二十八年に償還すべき金を償還を延期するといふことを考へておりますが、そのほかについてはまだ成案を得ておりません。

その次に農地及び農業用施設の償却復旧のための助成及び金融措置であります。これにつきましては、從來やつております農地資金、資金運用部資金の緊き或いは又団体等につきましては、中金その他の金融機関からの緊き融資を考へております。資金運用部資金としましては、公共事業の分三億五千万円が先般緊急資金として出ております。そのほか農作物の災害に對する措置につきましては、苗代の病虫害の防除とか、或いは稲の再播の補助等については予算に組む予定にしております。「なたね」、「たまねぎ」等につきましては、種子代及び本田に移植するまでの苗の仕立のための肥料代、薬代等を補助する、こういう案を考へており

るべきであると、こういうふうにも考へられますが、實際問題としてしまして、開拓地の収量の算定等についてなかなか困難な問題が伴いますので、現在のところは官農資金の償還融通に關しまして、一般の既耕地に對する利子補給よりも一分多く補給する、償還期限も一年延長するといふやうな程度の案が、只今上程になつておりますので、凍害に對する基金の融通の法律案につきましまして、衆議院でそういうふうに修正されております。ほかに農林省で今考へておりますのは、開拓者資金の、現在融通しておりますその借入者が、二十八年に償還すべき金を償還を延期するといふことを考へておりますが、そのほかについてはまだ成案を得ておりません。

ます。又苗の輸送費等も考えております。蔬菜につきましては、代作用の種子代及び藥代の補助を考えております。果物につきましては肥料代及び藥代を考えております。

それから先に返りまして、政府が買入困難な表について、これを収獲がなかつたものとして、特別の救済措置を考へられたという第三の点であります。この点はいろいろ検討を加えて行つておりますが、まだ結論が出ておりません。等外の表を買入ることによりまして、相当程度まで政府が買入れることになると思ひます。又共済の支払につきましても、従来は輸入時或いは圃場にある場合、こういうような点で相当厳格にやつておりましたけれども、收納前までは被害の状況が確認できると考えられますので、そこまで共済の取扱を弛けて行く、そうしますと、結局先般問題になりました等外をきめても、政府に持つて行つても買つてくれない表をどう措置するかという問題は依然として残つておるのであります。この点につきましても、政府で、食糧で買上げることはなか／＼むづかしいのでありますので、少くとも政府に持ち出した数量だけは、共済に入れるなら入れる、或いは共済の建前からそれもできないとなれば、その分については少くとも別途の補助金なら補助金を考へる、こういうような点でまだ検討中でありまして、結論は出ていないのであります。この点はいろいろ検討を加えていく間に、今度の北九州の雨水害等の場合に、家財道具等が流れた場合の補償をどの程度まで考へるかという点等に議論が發展いたしましたし、結論が出ておりませんので、今後

更に検討を加えて行きたい、こういうふうに考へております。大体現在までの進行工合は以上の通りであります。なお予算化した金は先般申上げましたが、只今一応の試算は出ていますのであります。この前申上げましたのは十九億九千万円でありまして、そのうち農産物のやつが五億五千万円ありましたが、大体統計調査部のその後の報告に基きまして、今試算して、ほぼ結論に近づいておりますが、大体その程度の金額じやないか、若干減る金額であります。そのほか各党の共同案として出ているのが二十八億になつております。それから関係府県の知事會議の案として出ているのは三十四億、それらの相異は、私どものほうの計算したのは凍霜害の例にならぬとして、補助率等の三分の一に考へておるのを全額にするとか、或いは被害面積が五派連合の案では、大体農林省の面積と同じであります。知事會議の案ではこれが非常に大きい面積が出ております。こういうふうな点であります。

項目として農林省の案になつてほかの案にあるというのは、知事會議の案等に開拓地の麦の肥料及び藥劑の補助、或いは農作物の災害対策指導費として、技術員の特別指導費等若干計上されております。それから水産養殖の補助として、真珠の補助金とか、「あさり」の補助金等が書かれております。これは農林省の案には入つておりません。予算の細かい項目は一兩日中に最後の案を作りたいと、こういうふうに思つております。

○重政廣徳君 今の御説明の中の公共事業費の概算三億五千万円ということでしたが、これは河川も併せた公

共事業、農地災害及び施設並びに河川も併せた概算資金ですか。

○政府委員(渡部伍良君) これは全部であります。

○重政廣徳君 これはもうすでに各県に行つておることであらうと思うのですが、各県の配分はどうなつておるか、一つ聞かして下さい。

○政府委員(渡部伍良君) もうちよつとお待ちを願います。今資料を取寄せておりますから……

○川口爲之助君 この災害対策費五億八千七百万円、これはすでに支出済に相成つておるのであります。その後麦類の被害に對して補償が追加支出されるというふうに承知いたしておつたのであります。その点は、どういふふうに相成つておりますか。

○政府委員(渡部伍良君) 凍霜害の被害、麦に對する対策であります。これはその後被害の増加が判明しております。これにつきましても、この凍霜害の特異のあれとしまして、一応この種はできたけれども、みのらなかつた、こういうふうなことであります。共済金の額が増えるということ、私どもは主として當農資金を増加して融通する、こういうふうな考へております。それから農産資金の三億五千万円の内訳が来ましたから申上げます。北海道は五千万円、新潟が四千五百万円、長野が三千五百万円、富山が三千万円、広島が三千万円、山口が五千万円、愛媛が三千万円、福岡が五千万円、長崎が三千万円、合計三億五千万円でありまして、北海道が入りますのは應需による施設の災害を含めておるからであります。

○委員長(片柳眞吉君) 江田さんから

委員外の発言がありますがよろしうございませうか……。御異議ないと存じます。どうぞ。

○委員外議員(江田三郎君) 委員長のお許しを得て委員外発言をいたしたいと思ひます。今の説明に對して二、三お尋ねしたいのですが、先ず第一に、この開拓地の災害の特別の措置を講ずるという点ですが、先ほどの官房長の説明では、開拓地の収量の算定が困難なので、至難なので、こういうことで、併しこの収量の算定ということになる。これは別に困難なことではないと思ふので、これはどこかの災害地にしまして、開拓地であらうと、なかつた、調べる気になれば調べられると思ひます。なぜ一体開拓地だけは収量の算定が困難なのか、理由を承わりたい。

○政府委員(渡部伍良君) 少し言葉が足りませんでした。共済制度であります。過去何年間の被害状況を考へまして、そして平均収量というものを考へておりましたが、開拓地だと、開拓後日なお浅いので、この土地は一体通常なら何とれるべきだということに對して、今年は何とれるかと、これなかつた、こういう算定をどうやうか、こういうことではあります。

○委員外議員(江田三郎君) そういう点が一番官儀的な拘り定めという点で、なんで一体開拓地の諸君はどういう状態におかれておるかというところは、私がよく申上げなくてもよく御承知だと思ふのであります。今まで借金ばかりやつて来て、そしてこのまだ共済にかけようと思つても、共済にならな

で、こういうところにこの災害をこうむつて、一体何をして飯を食つたらいいか、それに困つておるわけなんです。おおむねは今度の災害地なんというのは干拓地が多いわけですね。そういうところは干拓の進行中にはその工事に伴つて仕事ができる。併し作物を作らうとなると、干拓の仕事も殆んど終つてしまつておる、今までは日傭で出ても飯が食えたのに、それさえもできない状態になつておる、本當に政治に温か味があれば、こういうところを真先に救つて行かなければならぬ、それが収量の算定がどういふことか、それは余りに私は政治に涙がなさ過ぎると思ふのです。なぜ一体これを、干拓地の共済に入つていない表について、ほかの一段の災害地の蔬菜や何かと同じようにできないかということなんです。これらの諸君は何も故意に共済に入らんくれない、入らうと思つても入れてくれないのでしやう。一般のところについて共済の對象外のこの蔬菜であるとか、或いはその他のものについて補助金が出るなら、真先にこういうところへ出さなければならぬはずなんです。なぜ今までの具休策がでないのか。農地局長から一遍説明して頂きたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) 例へば今度の第二台風の対策として、麦の種子代、移苗とか、野菜の対策、「なたね」の対策がありますが、それは勿論開拓地にも及ぶのであります。開拓地にプラスして余計に厚くという点についての問題になりますと、まあいろいろむづかしい問題が出て来る、こういう意味でございます。

○委員外議員(江田三郎君) これは私

初めて言つておるのではないのでして、内容は言わなくてもわかつていると思つてから言わなかつたのですが、一般のところに「たまねぎ」を作つておる、開拓地にも作つておるといふところには補助率を厚くしてもらへるなら、それは結構です。併しそれよりも共済の対象にならん妻のことをどうするかといふことをこの前から言つておるわけなんです。

○政府委員(平川守君) 一般の農地に對してとります手段は、それと同じようにとつておることは官房長が言われる通りなんです。官房長が言われる通りなんです。開拓地の収量といふものはつかみにくいのでありますけれども、或る程度推定をいたしまして、その推定に基いて生産費に該當するような資金の貸付をする、それに対して利子補給もするといふような考え方で、只今大蔵省と折衝いたしております。

○委員外議員(江田三郎君) 借金のことじやないのですよ。借金は何ぼ貸してやつたつて、これは払わなければならぬのです。なか／＼借金といふものは今すぐに間に合やしないのです。そのでなしに、開拓地の妻の被害はどうするかといふことなんです。一般のところは農業共済でちゃんと救済の途がある、全部でなくともそれによつて救済の途がある、開拓地の諸君は辛苦してやつと妻の作られる段階まで田圃を捲いて行つて、そうして今度農業共済に入らうと思つても入れてくれんのでしよう。そういうところが被害を受けておるのです。そういうところについて、ほかの一般の災害地については疎菜だろと、果樹だろと、何だろと

と農業共済に入つていないものに対しては、救済の途があるわけなんです。開拓地で共済に入らんが故に一番肝心の妻について救済の途がないといふことをどうするかといふことなんです。一体近頃の農地局といふものは、日米合同か何かで開拓地を取上げることをばかり考へて、本當の開拓民のことをやつていないじやないですか。

○政府委員(平川守君) 只今のこの共済に入つていない場合に、共済金に該當するようないない場合、共済金に該當しないかと、こゝろ御質問のようになつておるのですが、その趣旨であります。実は私も昨年のあたりからいろいろ開拓地の災害といふものは大きく現われて參つておりますので、これに對する方策を特別に考へる必要があるといふことは考へておるのであります。ただ何分にもあつた一種の制度的に考へないといふ、ただ共済金に當るような助成をするといふことも、これはちよつと無理じやないかといふふうに考へておりますので、差当りといひましては、やむを得ませんから、応急の措置として、いわゆる官農資金の貸付をいたす、又種子代その他の一般の助成に當るものは、その項目にあるものは出すといふことにはいたしますが、なお今後の問題として、只今お話のような共済制度に入れな

い。併し災害は起るわけで、その場合にこの共済金に該當するようないないものがあつたといふことを考へる必要があるのじやないか。これは全く私案と申しますか、まだ公にきまつていないわけじや勿論ありませんけれども、やはり共済的な金を与えられますため

には、平素から自分も若干の積立をする、政府もこれに對して金を出すといふような、今の共済制度に準ずるような形をふだんから考へておく必要があるのじやないか。そうでないと、災害が起つてから、その共済金に當るものを全然國庫から出すといひましても無理じやないか、こゝろいふに考へております。

○委員外議員(江田三郎君) 制度として無理だといふことになれば、「い草」であるとか、果樹であるとか、「なたね」であるとか、こゝろいふふりな共済の對象外の作物に肥料なり、その他の補助を今度するわけでしょう。それとこれは開拓地の妻といふものとどれだけ違ふかといふことなんです。開拓地の妻は、今局長が言われるように、掛金を出したくてもとつてくれるところがない。共済に入れてくれといつても入れてくれんじやないですか。一般の一人前になつた農家のものは「い草」でも何でも補助が出る。それに共済に入らうとしても入れてくれんじやない。妻に對しては制度がどういふことにはその言葉がおかしいと思ふ。

○政府委員(渡部伍良君) ちよつと意味を取違へて誤解をしておりました。つまり共済に入つておらないものに對しての扱いを、開拓地の妻だけ特別に扱へ、こゝろいふ御趣旨。つまり現在共済制度の對象になつておらん一般の作物に對して、肥料代とか何とかを考へていふようなことを、開拓者の妻については共済に入つておらないのだから、特別に考へたらいふじやないか、こゝろいふ御趣旨。成るほどその点は私も実は妻の問題についてはやはり一般的に一種の制度を立てて考へざるを得ないのじやないか、こゝろいふに考へておりましたけれども、開拓地の妻だけを特別扱いするといふことになるわけですが、考えられんこともないかと思ひますので、これについてはなおよく研究しまして、成るべくこゝろいふ方向に努力をしたいと思います。

○委員外議員(江田三郎君) 全部出したとしても七、八千万円のことなんだから、やはり私は政治といふものは、一番困つてゐる者に真先に手が届かなければ政治じやない。農林省として開拓地の諸君がどうかといふことは私が言ふまでもなくよく御承知と思ひますから、今の局長の答弁に信頼しておきます。

それからもう一点お伺ひしたいのは、農業共済の仮払及び概算払の資金の問題なんです。これについては必要だけのものは全然心配がないのかどうかといふような点……。

○政府委員(渡部伍良君) 心配ありません。ただその計算の過程に問題があるのではありません。

○委員外議員(江田三郎君) 先ほどの御説明の中に、この調査がはつきりわかつたところは金はすぐ出せる。ところが統計調査のほうの数字と果敢い共済連合会の数字と非常に違ひがあつて出せないところがあるといふことがありましたが、そういうところはどいう府県ですか。

○政府委員(渡部伍良君) 府県を上げることとはどうかと思ひますが、例えばこれは従来から食糧いのある県はきまつておるのであります。成るべく近いのは、例えば兵庫なんか大分近いのであります。食糧いの大分

ら大分ですが、そこで結局は仮払になりますと、あとで結局損害の評価と實際と非常に食糧いということになりますので、そういうふうに統計に全面的に信頼する、これはお説のように統計の調査は立宅の検査を主にしてやつておりますので、實際の収納のときの収量と食糧いとは、これは従来から共済でもあるのですが、併しその食糧いも幅があるわけなんです。そこで一応統計の数字を基礎にして、その幅が従来ずつと出ておりますから、それは余りに超えてゐるやつはこれは相當の過払はある、そういうところにまあ各地方にこちから出した場合に、いろいろなこと念を入れて調べて來てゐるのではありません。そういう県についてはもう少しよく念を入れてもらう、こゝろいふつもりであります。

○委員外議員(江田三郎君) 統計の調査のほうは政府としては間違ひはないといふふうに、そこへ基礎をおかれるのですが、統計の調査といふものに私は疑問があるののでして、大体この間からの説明を聞いてみると、統計調査をする場合に、政府の買上對象外はこれは収量に入れないといふことなんです。ところが政府の買上對象外といふものはまだきまつてはいないのです。當該案の中の食糧に當るものを買上といふことをきめてゐるのであつて、どういふ規格のものが買上の對象になるのかどうかといふことはまだきまつていないのです。それにもかかわらず、一体そういう調査がすではつきりできるというのはいふわけなんです。

○政府委員(渡部伍良君) 統計調査をそのまま使つてゐるという、こゝろいふ

のではありません。大体の傾向はわか
つております。それと一定の幅を合
して、従来の統計の調査と交差と、こ
の幅が現に出ておりますから、それと
脱み合わせながら検討しているもので
あります。まだ統計の数字は一応出ま
してけれども、統計の数字と、今度のよ
うな場合に、今お話がありました未決
の、どこまで共済の対象にするかとい
う点がはつきりしていない分がある、
そういう点ははつきりしないまま、そ
れも具体的に申上げますれば、収納後
に流すやうな共済に入れるか、入
れないか、一般府県のほうもそうい
うのは恐らく損害に入れたて来ているの
ではないか、そういう点を或る程度幅を
持たせて行かないと、どういふふう
にきまるかによつて払い過ぎがある
という事になります、あとの始末
がむずかしくなる、こういうわけ
です。

○委員外議員(江田三郎君) それが統
計の方ではいろいろ心得ておやりにな
つていて、等外の中の買上の対象にな
るものとならんものとの区分けを付け
るという点において、ちよつとやり方
如何によつては非常な違いが出て来
ると思う。特に災害地においては必ず
の違ひが出て来るのでして、早く麦の
規格というものをきめて、そうしてや
られんという、これはいつまで経つ
たつて……、妙な事になつちまうと
思うのです。これは希望ですが……。
最後にもう一つだけ聞いておきたいの
は、農林省としては要求額を一応きめ
ておられる。併し要求額をきめておら
れるといつても今の開拓地などにつ
いては再考慮願ひますが、そのほかに六

党の要求、知事の要求というやうな
ものがあるのですが、そういう六党の要
求なり、知事の要求というもののつ
て耳をかくやうな御意図があるの
か、農林省はさういふ御意図があるの
か、農林大臣でなければ無理ですか。
○政府委員(渡部伍良君) これは知事
さんのほうは別として、六派の
意思は、それで話をきめれば国会の意
思でありますので、嫌になしにそれ
に従わなければならぬ。我々はこの前
で国会できめて頂いた凍害の基準と
いうものの限度で働いておられます
から、それ以上今度のやつを、押を
けるという事できめて頂ければ、当然
それに従わなければならぬ。そこで
今六派のほうに、一応の農林省として
は最後案に近い案が出かつてい
る御相談申し上げつたものでありま
す。まだ出していません。

○委員外議員(江田三郎君) 先ほどの
検査の等外麦の問題ですが、大体一升
重量或いは整粒歩合等の引下げの基準
が言われたわけですが、これによつて
被害地の麦がどの程度該当できるとい
う見込みなのか、それによつてこの
この要望に書いてありますように、あ
とに残るものが非常に大きいと思
う。この要求の資料としての買上利用
という面が出てくるわけで、関連して
来る問題なんですか。
○説明員(新澤肇君) これは被害を受
けました状況によりまして違つて参り
ますが、先ほど私どものほうの係官が
現地に出まして査定会をやつて、その
各地から出ました状況によりまして、
被害の比較的大なところにおきまして

は、先日申上げましたよりも若干、何
と申しますか、政府側の買上対象にな
るものがちよつと増えて来たやうであ
りまして、先ず従来における等外で落
ちるものの六〇%程度が今度の措置に
よつて救われることになるのではない
かと見ております。それから比較被害
の軽微だったところでは、例えば四割
の程度は救われるものといふふうに私
どもは見通しを立てております。

○委員外議員(江田三郎君) 従つてそ
れはどの答弁になるか知りません
が、六〇%残るものについて飼料とし
ての買上利用という点はどうなるの
ですか。
○政府委員(渡部伍良君) 飼料として
の買上につきましては、まだ結論を出
しておりません。それは今の恐らく見
込でありまして、まだ買入が済んでお
りませんから、もう少し経つて、今の
検査法に基く新しい規格でどれだけ
買入るかというのを脱みながら検討
を加えなければいかんではないか、そ
ういふふうに考えております。

の質問を持つていたのでありますが、
先ず第一に、この法律を先に上げて頂
きまして、それからあとで質疑応答を
して頂きたいと思ひます。皆さんの御
意見によりまして、そうできればやつ
て頂きたいと私は希望いたします。
○委員外議員(片柳眞吉君) この問題は、
そうしますと、本日はこの程度で打切
つて、又後日審議することに御異議
ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員外議員(江田三郎君) これは前
から要望しておることですけれども、
一つ検査のほうを早くやつて頂きたい
と思ひます。そうすると、すつかり
買入かれてしまふ。ですからその点く
れぐれもお願ひします。
○河合義一君 本日の農林委員会は定
例日でないやうでありますけれども、
開会されたのであります。その理由
は、農産物検査法の一部を改正する法
律案等は、これは只今問題になつてお
りますやうな事情で非常に急いでい
るのです。そのために今日は特別に委員
会が開かれたのであります。私も多く

質疑を終結いたしましたして御異議ござ
いせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○小林亦治君 一点だけ伺つておきた
いのですが、提案者のかたお見えにな
つていないやうですが。
○委員外議員(片柳眞吉君) 今連絡して
おります。
○小林亦治君 そのかたが見えてか
ら、若干の点なんです、質疑をした
いのですが。
○委員外議員(片柳眞吉君) 質疑ですか。
○小林亦治君 はい。
○委員外議員(片柳眞吉君) 今すぐ見える
やうであります。

○委員外議員(江田三郎君) 続きまして、
農産物検査法の一部を改正する法律案
を議題といたします。
昨日に続きまして質疑に入ります。
提案者の金子重郎君は今連絡をして
おりますが、食糧庁から総務部長、検
査課長が見えております。
○松浦定義君 本案につきましては、
昨日相当委員の数が少くなるまで慎重
に実は質疑があつたわけですが、大体
そのときの結論としては、できれば今
日採決したいやうな御意見もあ
つたやうですが、お帰りになりました
委員のかたも御意見があるかのように
承るので、まあ明日定例日でなくて
も開いて採決したらと、こういう御意
見でございましたが、昨日おいでにな
らなかつた各位で御意見がありました
ら開いて頂きます、若し御意見がな
ければ、直ちに討論採決をされるよう
に一つ議事進行をお願いいたしたいの
であります。
○委員長(片柳眞吉君) 只今松浦委員
から御発言がありました通り、それで

ますけれども、そうならないような特別な処置を講じて、農民の生産物に対する相当の価格というものを支持するというふうな親切な行き方をするということが一つの方法であること、それが不可能ならば、お説の通り特定の地域は抜いてしまふという考え方と二つの考え方があると思うのであります。提案者といたしましては、そのことはよくわかつておりますが、別にそれにこだわつておるわけでも何でもないでございます。ですから、これは法の建前といいたしましては、一応これに対して農林省を初め各機関にそういうような努力と方法を講じさせまして、それで實際さういう地帯の農家から、これはどうしてもそうやつてもらつても困るというふうな実情であります場合に

な弾力を持った考え方を今しておるわけでありませう。

○小林亦治君 施行して見てまずい場合には改正を考へられるのは御尤なんです、私どもはやはり寒冷地帯出身でありまして、これはもう御施行にならない前からわかつておるのであります。必ずしもそういう改正の機運が参るに相違ないと思ふのです。そういうことであつたら、どうせ改正のついでに、今からそういう枠を外しておいたほうがよくなるかと思ふのです。申上げる通り自家用を充たして、なお一俵か二俵をそこに充てるという場合には非常に煩瑣な思ひをしなければならぬ。殊に宮本委員もおつしやつておられたような、普通の場合には急に一俵、二俵を処分して用に間に合わせなければならぬという場合が往々出る。そういう場合に検査をしておらなかつたというだけで刑事制裁を受けなければならぬといふことになりまして、これは大変なことになる、そういう事情が予測せられる今日、これは却つて今からそういうことのないように、そういう地帯は除外したほうが適切な立法になるのではないかとと思へますので、將來まずかつたならば直してやるといふような思召しがあるならば、今から一つ外されたほうがよくはないかと考へられますので、申上げたような次第であります。どういふものでしょう。

○衆議院議員(金子與重郎君) 御趣旨の点はよくわかりますが、この麦の産地でない地帯は、当然今までの経過が申しまして、これは私の想像の範囲になりまして、これは私の検査に對して当局もそう積極的でなかつたのではないだろうか、親切さを欠いていふので

はないだろうか、俵数が少いとするならば、これは検査員といふものが常時おるのでありますから、それだけの努力をし得る可能性がある。一応努力して見たらどうだ。それが一応望ましくないから、そういう生産者の規格をばつかりして、価格相当のものをいつも取得させることが理想でありますので、その理想に對する努力をさせるということをやつて見ないうちに、これはどうせ駄目なんだからという考え方よりも、もう一段努力させて見たいといふのが私の今の率直な氣持であります。

○小林亦治君 提案者の御親切はよくわかつたのですが、農林当局が果してそういう努力を試みる用意を持つておられるのか。検査員という制度がありまして、地方によつてはいずれもが熱心であり、全部の農家がその検査員をよく理解し、喜んで検査を受けるという実績でありますので、これは行政当局にどういふ用意があるのか、一応伺つておきたいと思ふ。

○説明員(新澤肇君) 今回の改正の狙いといつておられますところは、結局今までは何と申しますか、未検査麦ができたゆえんのものは、先ほど宮本先生からお話がありましたように、農民側の経済的な負担につけて、買叩く手段として検査を省略して持つて行く、こういうこともありましたので、それを防ぐという意味で、生産側だけではなくして買入側についても生産加工に持つて行く、こういうのが改正の要点のように承知いたしておるのであります、私どももいたしまして、検査法の立法趣旨からいつて、農民にできるだけ検査を通じて利益にな

るよりに運用するといふ考え方につきましては異議のないところでありまして、お話のような点で、ただ地域として除外したほうがいいのか、疑して置いたほうがいいのかという問題になります、やはり農民の立場を考へて見ますと、検査を受けないでいいということに藉口して、やはり規格もわからないことをいふことにして買叩くといふようなことを起すのではないかと考へますので、規定としてはやはりそういうふうな除外の規定のないほうがいいのではないかと思ひますし、實際の運営に當りましては、先ほど提案者の金子先生からお答えがありましたようなことを私も旨として、十分生産者の立場に重点を置いて運用して参りたい、かように考へております。

○衆議院議員(金子與重郎君) 只今小林さんからの御意見、提案者も十分これは考慮しておる問題であります。幸いといふか、裏腹の問題として、米産地には検査員が実は相當いるはずなんでありまして、ですから裏作地帯の麦作のとき、上からその命令を特にやりさえすれば、特に人間がないとか何とかいうことはなくて、ただ倉前でないければ検査せんとか、或いは十日ごとでなければ検査せんとかというのでなしに、努力さえすればできないわけならんはずなんでありまして、その点は私からも農林省当局に、特に責任を負ひまして、今年度やらせるように要請する考へであります。

○小林亦治君 この検査を受けて、自分の考へておるよりも下でないかといふときに、もう一回検査をしてもらいたいといふような問題も出ると思ひますが、再検査といふようなことが規定にあるのですか。私不熱心でまだ十分見ていないのですけれども……。

○説明員(新澤肇君) 異議の申立という制度が規定上ございまして、自分もどうも納得が行かないという場合には検査の受け直しができるようになっております。現行法上そういう規定があるわけでありませう。

○重政廣徳君 これは私も余り詳しくないのですけれども、どうも農民の逡巡者を非常に増すような傾向を生ずるんじゃないかと思ふのです。なお警察官等も、御承知のように農村においては全く摘発する摘発せんは自由で、これは我々が驚くほど農村においては極めて公平にそういうことが行われておらないので、或る数量を限定して、今私が言いましたように米作地でないところもあるし、極めて貧乏もあるしといふので、ここに一定数量にリミットを置いて、それより以下の売買においては従来通りやつても犯罪にならんかと思ふのですが、御意見どうですか。

○衆議院議員(金子與重郎君) そういう考へは、どうも数量の少ない場合はいいではないかという点が、殊に先ほどから各位の御意見にありましたように、主として未検査品の売買というものは富農の場合よりも貧農、それから生産量の多い農家よりも少い農家の場合に多い、だから一つ数量にリミットを置いたらどうかという御意見は一応御尤もでありますけれども、ただそうなりますと、十俵ありますものを五回に運べば二俵づつになる。それが検査したものですと、そこには標箋も附い

て参りますと、誰々の生産ということにはつきりわかるのでございませうけれども、未検査品といふことになりまして、誰が生産したもので、どこから持つて来たもので、丁度蘭米と同じような形でわからなくなるのであります。そこでそういう判別が事実上できないといふことが一つ、もう一つには、先ほど各位からの御質問があつたように、お説の通りこういうような問題はむしろ農家の貧富の場合或いは小規模経営の場合に、未検査品の取引がややもすれば多いといふことは私も考へております。併しながら考へて見ますと、その貧富のかたがたが、例えば金がないといふようなこと、或いは協同組合へこれを出荷するならば、農家手形の代償として差引かれてしまふ、だからちよつと理窟はいいのだけれども、あれを協同組合へ出すと困る、こつちへ売つてやるといふことで、私のほうは未検査品も買取りますよといふことで、借金も引かないし、金はとれる、そのときだけは都合がいいといふようなことが、これは余りにも侮辱したようなことであるけれども、私どもはほうは末端で農村経営をやつておりますと、そういうことはたくさんございまして、併しながら、それは端的に貧富に對してはそういうふうな考へ方は無理もないけれども、そういうことによつて結局は次の肥料といふものを、肥料屋から何倍も高い肥料を、化成肥料を不確定なものを押付けられるといふようなことで、貧富の上塗りをするといふことになつておるので、この問題は一つの販賣事業を通して、正しいルートに持つて来るということの一つの考へ方だと、農村の農民の生

産したものを正しい価格で取引させ、加工せよというふうな趣旨からやっておりますので、技術上その問題については方法がないというふうな考えをしておりますし、又そういう含みを付けておきまして、却つてそういうふうな困つた農家のためが、未検査品をどこへでも売つてしまふということになると、それではそういう農家に対して協同組合の肥料の融通もしかねるといふ形になる。殊に今後の農村といふものが、先ほどもおつしやつたように、富農階級のほうではいいけれども、一般としてそんなによくない。また、再生産資材の貸付といふものはどうしても自由経済になつても、生産物といふものを対象に貸付なければならぬといふ情勢に入つたときに、一方には不利であり、一方には農村全体の立場をよくするために、もう一つは、今年あたりの小麦情勢から見ると、今の政府は自由放任のような形で表の統制撤任を見たものの、こういうような災害があり、又これだけの食糧事情の中で、麦といふものはできるだけ政府の手に持たなければいけないだらうといふことも、間接ではありますけれども、今度の立法の一連の考え方として出て来ておるわけでございます。その点罰則を付けると言ひましても、これは生産者に強制検査をするといふことは、元々そうであつたのである。ただそれが生産者だけに責任を負わせることはいけない。それは売買でありますから、両方が責任を負ふべきだといふことが、今度の改正の要点なのであります。二、三蛇足を加えました、今度の法律改正の基本的な

考え方がいろいろの面から出ておりますので、この際附加えて申上げたわけでございます。

○重政庸徳君 この法律の趣旨はよくわかりましても、徒らに罰則を付けて、特にそれを犯す者は、余りそういう方面の知識がない、その日々に追われて、そうしてこの法を犯して罰則を受けるという傾向になるのであります。勿論この法律を農民が全部理解してゐるとは私言えないと思つたのであります。検査を受けなければ農民の得になつた、或いは非常に多く生産した生産者が個々の制限を設けたために、その制限範囲の少量をたゞ販賣して、そうしてこの法律に触れんようにするといふことは心配要らないように思ひますが、私はただいろいろ法律ができて皆罰則を付けて、そういう無智といふと何ですが、余り農民とすれば、こういう法律に殆んど拘泥せんで行動をする場合が非常に多いのであります。私はできることならば犯罪者を造成しないといふ意味で、これに制限を付けたほうがいいんではないかと思ふのです。どうですか、御意見は……

○説明員(新選舉君) 今御意見を多分に含んだ御質問を承つたのでございまして、実は今回の改正で変りました点は、生産者だけじゃなくて、むしろ生産者をそのかしてゐる側の人の今まで抜けていたのを罰するといふわけであります。農民のほうに對しては、今回の改正によつて現行法に比較して何ら制裁の規定が重くなつたといふのではないわけでございます。それから非常に少ない数量の除外問題でございますが、現行法上は一応一俵未満といふことで切つておるわけでありまして、一俵とまゝありますと、先ほどお話ししました通り、何回にも分けて一俵ずつ行けば相當の数量になるということも考えられるわけで、一つ脱法の途を作るといふことになりまので、現在は一俵、正當の市場で取引されてゐる単位量以下のものに限つては、これは検査を受けなくてもいいということにすし、更にこれに蛇足を加へますれば、一俵以上にまゝありますれば、これは農民個人々々が一俵で売りますと、やはり數量がまゝつていなければ、どうしても叩かれますので、私もとしては売る場合にはやはり少いものを協同組合等によつて荷をまゝとめて売つたほうが有利ではないか、その場合には農民個々が検査を受けなくて、農協といふものが代理をして検査を受けなければいけませんかといふことも考へてゐるわけでありまして、そういう点から一俵脱法の途を殊更に作るような意味合いの規定はないほうがいいのではないか、農民に對して苛酷なことにならないように、これは運用上私どもは十分気を付けて行きたい、こう考へております。

○重政庸徳君 これは當然私は農民とすれば違反者がたくさん出るだらうと思ふ。従つて、従来の状況から言へば、農村における警察官が非常に、どう言つていいか、多くの取締りをすれば、警察官が非常に農民に對して威圧を及ぼすのであります。私はむしろ農民の生産者の罰則はとつたほうがいいように思ふ。

○鈴木重平君 實際どうかね、そんなのないでしよう。實際としてはね。

○説明員(新選舉君) ないです。

○衆議院議員(金子與重郎君) この法律は今年初めて施行するものではありませんで、昨年の案に施行したわけでありまして、従つてこういうことは法律上出ておるけれども、この問題で罰則を付けたことが不当だといふような問題は起つたことをまだ聞いておらないのであります。でありますからして、今度たま／＼これが法案改正のときに出来たから、いろいろの御意見が出ておるけれども、實際上私はそれだけの弊害はない、過去の実績に比べてないといふことを考へておるわけでありまして、それからもう一つ蛇足を加へますと、今度の検査法の改正は、昨日のこの委員会に問題が出ましたときに、最後に結論として私が申上げておいたのであります。私も衆議院でこれを議員立法いたしますと、従来の検査といふものが、農協検査の當時には穀物検査といふものは、そのさしに出で参りますところのものを見て規格の等級付けをすると同様に、刈取りの時期がよかつたか悪かつたか、或いは品種が雑多になつたか、乃至はそうした肥培管理にまで検査を通して選つて指導的な立場に出て来るところが一つと、もう一つには、規格を付けたものが正しい取引によつて農民が擁護されるような趣意をするといふように、多分の指導的な検査に、県によつてはさうでもありませんけれども、県によつては非常にそれに重点をおいた県があるものであります。それが国営検査になり、供出制度になつて取引検査になつたときに、遺憾ながら單なる規格を付ける抜きの検査になつた。それで今度統制が外れるにつきまして、昨年この検査法を施行するに當りまして、大蔵省との兼合があらりますので、一応獨立採算の上に立つといふ建前で行きましたけれども、それで一年やつた。今日はもう、當時はただ政府同士の話をさせるために一応そういう便法をつたが、考え方としては農産物の検査といふものは、農民がただ結果において自分の製品を自分の費用を出して検査するといふようなわけには行かない。日本農業の貧困の特性性と、もう一つには農業食糧品の国家的な使命といふものを國家が認識して、そうして國費を補つて、先ほども申上げたような指導的な立場に立つて規格の統一と品質の改善をして行く、こういうことを行くべきだ。従つて検査法といふものをもう有機的に弾力を持たせて行きたいといふ方向へ今度の検査法改正を、法文としては特に出ておるまいけれども、二、三そういう点があります。そういうふうな方向へ持つて行つてゐるわけでありまして、どうぞ農民をただ罰則を付けて縛るというふうなことだけでなしに、一方においてはそういうふうな検査料を十円下げますといふと、二億円以上の獨立採算の立場から行く赤字が出るが、これは政府は別な財政からこれを埋合せなければいけない、こういうことも主張しておるわけでありまして。そうしてこの法律が只今お説のような、單なる警察官がものを取締つて罪人を作るといふような法律でなしに、なぜそういうことをしなくちやならんかと申しますと、大体素朴な考え方から行きますと、私も農家の農家に對しては、検査をやめることが端的には農民は一番喜ぶと思ふのであります。こういうややこしい検査

なんかしないで自由に売れるのだというところが一番端のに喜ぶと思ひます。それはよくわかつております。併しなから端的に素朴に農民が今日喜ぶことが農民を将来救うゆえんかというところも、やがて絶対的なその村なら村の農業生産なり、或いは農業収入というものを確保するには、端的に農民が喜ばんことはたくさんある。例えば協同組合の出資なら出資一つにしても、協同組合に対して喜んで出資しておるといふ農民が全国にどれだけの村があるか。極めて少い。だけれども、そういうふうにして自主的に村を作つて行くほうがやがては自分の得になるというところと同じように、この検査法も、端的な素朴な考え方で、ただ農民が便利があるとか、不便があるからというところだけで農業政策というものは解決つかないのじやないだろうか、こういうところに考えもありませんので、どうぞその点を御了承願ひたいと存じます。

○委員長(片柳眞吉君) 他に御質疑ありませんか。
○鈴木重平君 大体質疑はこれで終了したように思ふのですが、一つお諮り願ひたいと思ひます。
○委員長(片柳眞吉君) 大体質疑が尽きたようではありますが、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。
それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。
それではこれより採決に入ります。農産物検査法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕

○委員長(片柳眞吉君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。
なお本会議における委員長の口頭報告の内容等、爾後の手続は慣例によりまして委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと認めます。
それでは本案を可とされましたかたは順次御署名を願ひます。
多数意見者署名
宮本 邦彦 白井 勇
小林 亦治 川口爲之助
重政 庸徳 横川 信夫
上林 忠次 北 勝太郎
河合 義一 松浦 定義
鈴木 重平

○委員長(片柳眞吉君) 次に、農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本法律案は去る五月二十六日内閣から予備審査のため提出、本委員会に付託せられ、当委員会においては去る五月二十九日提案理由の説明を聞きまし。その後衆議院において修正可決せられ、去る七月二日本院に送付、当委員会に付託されたものであります。な

お衆議院農林委員会において、別にお配りいたしましたような附帯決議が行われまして、この修正箇所及び修正の趣旨につきましては後日説明を求めたいと思ひます。これより御質疑を願ひます。
○小林亦治君 蚕糸局長にお伺ひしたいのですが、災害補償法の枠の中に入つていないのだそうでございますが、貝殻虫の件、長野県とか、或いは新潟県、これらの地方にも若干あるやに聞いておつたのでありますが、殊に今年度に入つてひどいのは山形県の場合です。霜害の被害が県全体で五千万円、そのうち一千五百万円程度がこの貝殻虫の被害があるというので、県当局も随分困りであるのであります。これに關して蚕糸局から係の技師が被害地に參られて仔細に調査せられたようなんです。その状況はどういうふうであつたか、それから貝殻虫自体が災害補償法の枠の中に入るべきものであるかどうか、この二点を局長からお伺ひしたい。

○政府委員(寺内祥一君) 只今お話になりましたのは、恐らくは山形県の最上川沿岸の貝殻虫の異常発生のことであらうと思ひます。それは県からいろいろ陳情もございましたので、早速係を派遣して調べたのでございます。元來貝殻虫に対しては病虫害防除の薬剤の撒布をいたしまして、又これは御承知の通り蚕糸局関係の一般の予算の中にその経費が計上されておるのでございますが、これを毎年配付して防除に努めれば或る程度防除はできるものであります。山形県におきまして調べましたところ、昨年三回に亘つてこの防除の施設を果行いたしましたのであります。

す。ところがその後どういふ関係でございませうか、天候が異常な温暖であつたと、湿度が高かつたというふうな関係もございまして、或る一部残つておつた。又もう一つは貝殻虫に対する「てんとう虫」のごとき天敵があまりいなくて、貝殻虫を食つておるので平素でも大した災害はないのであります。昨年だけは特別に何か天敵が不足であつたために、異常に発生したような事実がございまして、これは普通の貝殻虫の被害と違つて特別な異常災害であると認めましたので、先ほどお話ししたました防虫害防除の経費のまだ予備がございましたので、この中から八十五万八千円ばかりを特に山形県に配付して、これは六月の半ば頃でございまして、もうすでに防除の施設をしておる係でございますが、本来ならば薬剤の撒布その他によつて防げる災害でありますので、一般の場合には其の對象にはなつておらないのであります。只今申上げたやうな山形県の今回の災害は特殊の事情がございまして、これは先ほど申上げたやうな天敵が少かつたというやうな、いわば天災にも類するものでございまして、今回の山形県の異常な貝殻虫の被害については、特に農業経済局とも相談して災害の對象にするということにいたしました。

○小林亦治君 災害の對象にするには、これは立法を待たないで蚕糸当局のお計らいだけで對象にしておるのですか。
○政府委員(寺内祥一君) これは貝殻虫による桑の被害そのものは對象になりませんけれども、桑の蚕糸関係の災害は蚕糸災害でございまして、掃立不能でございませうとか、掃立てたものが途中で掃立飼育ができなくなつたというやうな蚕の減産に対する補償でございまして、その原因が貝殻虫であるならば普通はやらないのであります。これは施行規則の解釈によつてやられることになりませうから、立法を要せずして運用によつてやることに農業経済局とは話合が付きまして。
○小林亦治君 そのお話合の付いたのはいつ頃でございませうか、極く最近でございませうか。
○政府委員(寺内祥一君) 一週間前だと思ひます。
○委員長(片柳眞吉君) 本件はなお質疑はあると思ひますが、次回に譲りまして、本日はこれにて散會いたします。
午後三時二十八分散會

昭和二十八年七月二十二日印刷

昭和二十八年七月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局